

令和3年8月5日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱等の
改正について（周知依頼）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡につきまして、このたび、日本医師会より通知がありました。

内容につきましては下記の通りです。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

今般、厚生労働省より本会宛に、令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱、Q & A等の改正について情報提供がございました。

今般の主な改正点は、事業期間の延長、新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業において、職域での接種が位置づけられたこと等、下記のとおりです。

●時間外・休日のワクチン接種場への医療従事者派遣事業

期限を7月末から11月末（11月末日が属する週の土曜日・12月4日）まで延長

●個別接種支援

期限を7月末から11月末（11月末日が属する週の土曜日・12月4日）まで延長

●職域での接種

新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業に位置付けられ、接種1回当たり1,000円を上限に交付されることとなった

【日本医師会ホームページ】

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

【担当】
大阪府医師会
地域医療1課（TEL:06-6763-7012）